

熱海市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第16号

熱海市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

熱海市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例（平成24年熱海市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同項第6号中「よる」を「基づく」に改め、同項第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同項第4号中「修めて卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同項第3号に規定する学校の卒業生」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加え、同項第5号中「修得した後、それぞれ当該各号」の次に「の卒業生ごと」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第3条第1項第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。